

新 旧 対 照 表

新

旧

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 公園事業(第3条―第11条)
- 第3章 保護及び利用(第12条―第22条)
- 第4章 生態系維持回復事業(第23条―第27条)
- 第5章 風景地保護協定及び公園管理団体(第28条―第31条)
- 第6章 雑則(第32条・第33条)

付則

高知県立自然公園条例施行規則(抜粋)

本則

第3章 保護及び利用

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第17条 条例第20条第9項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(17) 略

(18) 境界標(不動産登記法施行規則(平成17年法務省令第18号)第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。)を設置すること。

(19) 略

(20) 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築すること(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)。

(21) 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 公園事業(第3条―第11条)
- 第3章 保護及び利用(第12条―第22条)
- 第4章 生態系維持回復事業(第23条―第27条)
- 第5章 風景地保護協定及び公園管理団体(第28条―第31条)
- 第6章 雑則(第32条・第33条)

付則

高知県立自然公園条例施行規則(抜粋)

本則

第3章 保護及び利用

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第17条 条例第20条第9項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(17) 略

(18) 略

罎（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。

(22) 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

(23) 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込み口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

(24) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下この条において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

(25) 高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）第28条第1項に規定する認定保護管理事業等（以下この条において「認定保護管理事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

(26) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(27) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。

(28) 略

(29) 略

(30) 略

(31) 略

(32) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(33) 略

(34) 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

(35) 認定保護管理事業等の実施のために木竹を伐採すること。

(36) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
第 3 章の規定による防除に係る特定外来
生物である木竹を伐採すること。

(37) 略

(38) 略

(39) 略

(40) 略

(41) 略

(42) 略

(43) 略

(44) 略

(45) 略

(46) 略

(47) 高知県希少野生動植物保護条例 第
12 条第 1 項の規定による知事の許可に係る木竹であって、同条例第 2
条第 2 項に規定する県指定希少野生動植物に係るもの(同条例第 40 条
第 2 項の規定による協議に係るものを含む。)を損傷すること。

(48) 略

(49) 略

(50) 略

(51) 略

(52) 略

(53) 略

(54) 略

(24) 略

(25) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平
成 16 年法律第 78 号)第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物で
ある木竹を伐採すること。

(26) 略

(27) 略

(28) 略

(29) 略

(30) 略

(31) 略

(32) 略

(33) 略

(34) 略

(35) 略

(36) 高知県希少野生動植物保護条例(平成 17 年高知県条例第 78 号)第
12 条第 1 項の規定による知事の許可に係る木竹であって、同条例第 2
条第 2 項に規定する県指定希少野生動植物に係るもの(同条例第 40 条
第 2 項の規定による協議に係るものを含む。)を損傷すること。

(37) 略

(38) 略

(39) 略

(40) 略

(41) 略

(42) 略

(43) 略

(55) 略
(56) 略
(57) 略
(58) 略
(59) 略
(60) 略
(61) 略
(62) 略
(63) 略

(64) 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(65) 認定保護管理事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(66) 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(67) 略
(68) 略
(69) 略
(70) 略
(71) 略
(72) 略
(73) 略
(74) 略
(75) 略
(76) 略
(77) 略

(44) 略
(45) 略
(46) 略
(47) 略
(48) 略
(49) 略
(50) 略
(51) 略
(52) 略

(53) 略
(54) 略
(55) 略
(56) 略
(57) 略
(58) 略
(59) 略
(60) 略
(61) 略
(62) 略
(63) 略

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| <u>(78)</u> 略 | <u>(64)</u> 略 |
| <u>(79)</u> 認定保護増殖事業等の実施のために条例第 20 条第 4 項第 10 号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。 | |
| <u>(80)</u> 認定保護管理事業等の実施のために条例第 20 条第 4 項第 10 号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。 | |
| <u>(81)</u> 略 | <u>(65)</u> 略 |
| <u>(82)</u> 略 | <u>(66)</u> 略 |
| <u>(83)</u> 略 | <u>(67)</u> 略 |
| <u>(84)</u> 略 | <u>(68)</u> 略 |
| <u>(85)</u> 略 | <u>(69)</u> 略 |
| <u>(86)</u> 略 | <u>(70)</u> 略 |
| <u>(87)</u> 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。 | |
| <u>(88)</u> 認定保護管理事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。 | |
| <u>(89)</u> 略 | <u>(71)</u> 略 |
| <u>(90)</u> 略 | <u>(72)</u> 略 |
| <u>(91)</u> 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 14 条の 2 第 1 項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第 7 項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。 | |
| <u>(92)</u> 略 | <u>(73)</u> 略 |
| <u>(93)</u> 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。 | |
| <u>(94)</u> 略 | <u>(74)</u> 略 |
| <u>(95)</u> 略 | <u>(75)</u> 略 |

(96) 略

(97) 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

(98) 認定保護管理事業等の実施のために動物を放つこと。

(99) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をする事。

(100) 略

(101) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をする事。

(102) 略

(103) 略

(104) 略

(105) 略

(106) 略

(107) 略

(108) 略

(109) 略

(110) 略

(111) 略

(112) 略

(113) 略

(114) 略

(115) 略

(116) 略

(117) 略

(76) 略

(77) 略

(78) 略

(79) 略

(80) 略

(81) 略

(82) 略

(83) 略

(84) 略

(85) 略

(86) 略

(87) 略

(88) 略

(89) 略

(90) 略

(91) 略

(92) 略

(93) 略

- (118) 略
- (119) 略
- (120) 略
- (121) 略
- (122) 略
- (123) 略
- (124) 略
- (125) 略
- (126) 略
- (127) 略
- (128) 略
- (129) 略
- (130) 略
- (131) 略
- (132) 略
- (133) 略
- (134) 略
- (135) 略
- (136) 略
- (137) 略

(普通地域内における届出を要しない行為)

第22条 条例第22条第7項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第17条第1号から第27号まで、第55号から第66号まで、第104号又は第105号に掲げる行為

(2)～(19) 略

- (94) 略
- (95) 略
- (96) 略
- (97) 略
- (98) 略
- (99) 略
- (100) 略
- (101) 略
- (102) 略
- (103) 略
- (104) 略
- (105) 略
- (106) 略
- (107) 略
- (108) 略
- (109) 略
- (110) 略
- (111) 略
- (112) 略
- (113) 略

(普通地域内における届出を要しない行為)

第22条 条例第22条第7項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第17条第1号から第18号まで、第44号から第52号まで、第80号又は第81号に掲げる行為

(2)～(19) 略